

## 地方議会議員の選挙制度について（関係資料集）

---

# 公職選挙法の改正概要（町村の選挙における公営拡大と供託金導入）【令和2年法律第45号】

町村の選挙における立候補環境を改善するため、市の選挙と同様の制度とするもの。

- 町村長選挙については、既に認められている選挙運動手段である選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラについて、新たに公営対象とする。
- 町村議会議員選挙については、
  - ・ 選挙運動用ビラの頒布を解禁するとともに、
  - ・ 既に認められている選挙運動手段である選挙運動用自動車、選挙運動用ポスターと併せて、新たに公営対象とする。
  - ・ また、供託金（15万円）を導入する。

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60万円	
市長選挙	○	○	○	100万円(※1)	※1 政令指定都市の市長選挙については240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円(※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円
町村長選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円	供託物没収者は公営対象外  (供託物没収点： $\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$ )
町村議会議員選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 (1,600枚) 公営対象	— ↓ 供託金導入 15万円	供託物没収者は公営対象外  (供託物没収点： $\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区の定数}} \times \frac{1}{10}$ )

※公営条例の制定が必要

※施行日：令和2年12月12日（公布の日（令和2年6月12日）から起算して6月を経過した日）

# 被選挙権について

# 各種選挙における被選挙権

選挙の種類	年齢要件	住所要件
衆議院議員	満25歳以上	なし
参議院議員	満30歳以上	
都道府県議会議員 市町村議会議員	満25歳以上	あり <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                     地方議会議員については、                      地方公共団体＝地縁的社会という面から、                      その代表者の選出に当たっては、                      一定の居住関係の存在が必要であるといった観点を考慮し、                      明治21年の市制町村制、明治23年の府県制の制定当時から                      住所要件が設定されている。                 </div>
都道府県知事	満30歳以上	なし <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;">                     戦前、都道府県知事は官選、市長は市会による選任とされており、                      住所要件は存在しなかったところ、                      戦後、長の直接公選制の導入に際し、                      広く人材を得るという観点から住所要件は設定されなかった。                 </div>
市町村長	満25歳以上	

※ 被選挙権の制限(公職選挙法第11条、第252条等)

禁錮以上の刑に処せられた者、収賄や選挙・政治資金に関する一定の犯罪により刑に処せられた者(買収、重大な選挙運動違反など)については、一定期間被選挙権が停止される。

# 被選挙権の変遷（地方選挙）

## 都道府県及び市町村議会議員選挙における被選挙権の推移

※ 都道府県知事の選挙については、昭和21年より直接公選制（被選挙権：30歳以上）

都道府県	年	明治11年	明治23年	明治32年	大正11年	大正15年	昭和21年	昭和25年
	制定・改正	府県会規則制定	府県制制定 ※複選制	府県制改正	府県制改正	府県制改正	府県制改正	公職選挙法制定
	年齢	25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上
	性別	男子	男子（戸主）	男子（戸主）	男子（戸主）	男子	男女	男女
	居住要件等	その府県内に本籍を定め、満3年来住居している者	2年以来市町村の住民であった者	2年以来市町村の住民であった者	2年以来市町村の住民であった者	2年以来市町村の住民であった者	6ヶ月以上市町村の住民であった者	3ヶ月以上市町村の住民であった者
	納税要件	その府県内において地租10円以上を納める者	府県内において1年以来直接国税10円以上を納める者	府県内において1年以来直接国税3円以上を納める者	府県内において1年以来直接国税を納める者	男子普通選挙	普通選挙	普通選挙

※ 市町村長の選挙については、昭和21年より直接公選制（被選挙権：25歳以上）

市町村	年	明治13年	明治17年	明治21年	大正10年	大正15年	昭和21年	昭和25年
	制定・改正	区町村会法制定	区町村会法改正	市制町村制制定	市制町村制改正	市制町村制改正	市制町村制改正	公職選挙法制定
	年齢		25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上
	性別		男子	男子（戸主）	男子（戸主）	男子	男女	男女
	居住要件等	規定なし	その区町村に住居する者	2年以来市町村の住民であった者	2年以来市町村の住民であった者	2年以来市町村の住民であった者	6ヶ月以上市町村の住民であった者	3ヶ月以上市町村の住民であった者
	納税要件		その区町村内において地租を納める者	2年以来その市町村内において負担を分任し、その市町村内において地租を納め、又は直接国税年額2円以上を納める者	2年以来その市町村の直接市町村民税を納めている者	男子普通選挙	普通選挙	普通選挙

# 諸外国における被選挙権に係る住所要件の有無

	国政選挙(議会)	地方選挙(州議会(イギリスは地方選挙全般))
アメリカ	あり (両院ともに選挙時において選出された州の住民であること。)	多くの州であり (各州によって居住期間が定められており、30日～5年の期間が指定されている。)
イギリス	なし	あり (立候補前の12か月間当該選挙区の住民であること)  ※ ただし、選挙区内に主な職場を有する者等他の要件を満たすことで住所要件を満たさなくても被選挙権が認められる場合がある。
ドイツ	なし	あり (各州によって居住期間が定められており、37日～1年の期間)
フランス	なし	あり  ※ ただし、管内の市町村に直接税を納めている等他の要件を満たすことで住所要件を満たさなくても被選挙権が認められる場合がある。

# 選挙区について

# 都道府県議会議員の選挙区の設定について

## 〔公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第93号）による改正前後の比較表〕

改正後	改正前
<p><b>【総論】</b></p> <p>以下のルールによる。(公選法15①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一の市の区域</li> <li>②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域</li> <li>③隣接する町村の区域を合わせた区域</li> </ul>	<p>郡市の区域(指定都市は行政区の区域)による。(公選法15①)</p>
<p><b>【各論】</b></p> <p><b>【一般市の区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙区の設定は市単位</li> <li>・ 配当基数が1未満の市に限り合区可能(公選法15③)</li> </ul> <p><b>【町村の区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙区の設定は町村単位(合区の際も町村単位)(公選法15④)</li> <li>・ 配当基数にかかわらず、隣接する市町村と自由に合区可能(公選法15①)</li> </ul> <p><b>【指定都市の区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2以上の選挙区を設ければ、各行政区の配当基数にかかわらず、行政区を合わせた選挙区の設定が可能(公選法15⑨)</li> </ul>	<p><b>【一般市の区域】</b></p> <p>(同左)</p> <p><b>【町村の区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙区の設定は郡単位(合区の際も郡単位)</li> <li>・ 配当基数が1未満の郡に限り、隣接する郡市と合区可能(公選法15③)</li> </ul> <p><b>【指定都市の区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙区の設定は行政区単位(合区の際も行政区単位)</li> <li>・ 配当基数が1未満の行政区に限り、隣接する行政区等と合区可</li> </ul>
<p>※ 改正前後とも、配当基数が0.5未満の選挙区は不可(強制合区)(公選法15②) (配当基数が0.5以上の合区は、任意合区)</p> <p>※ 配当基数:当該区域の人口/議員1人当たりの人口 (議員1人当たりの人口:都道府県の人口/議員の定数)</p>	

○公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第93号)(抄)

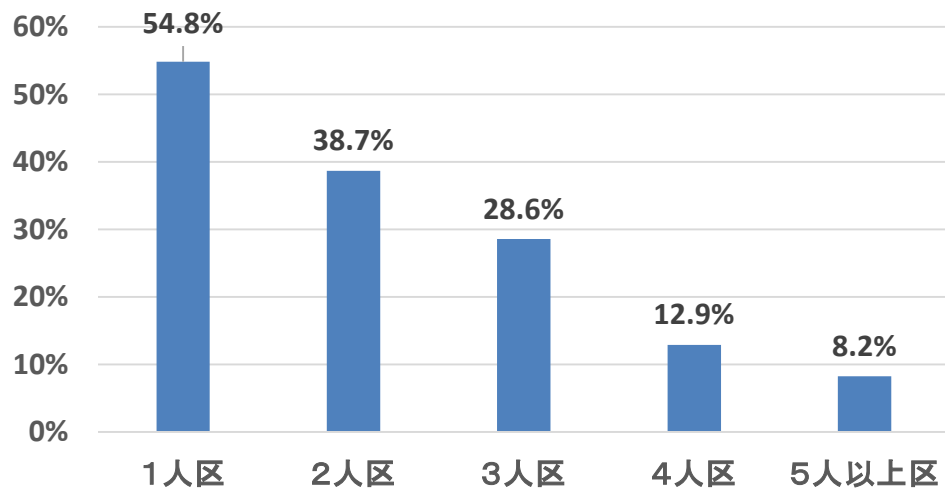
附 則  
(検討)

第四条 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。



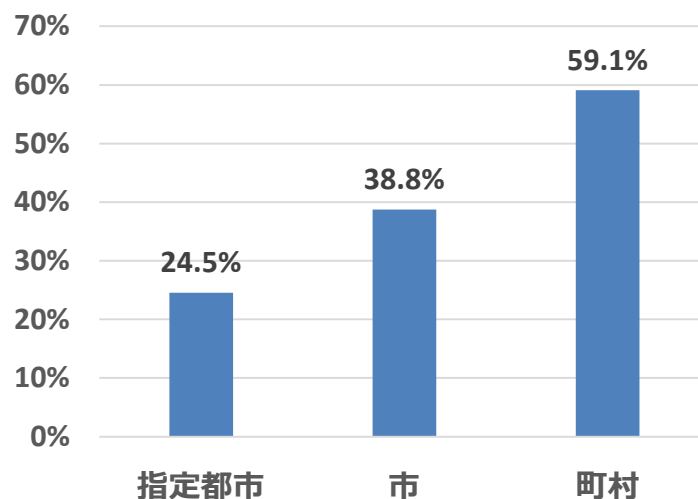
# 平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における無投票選挙区数の状況

## 定数別無投票選挙区数の割合



選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	372	204	54.8%
2人区	300	116	38.7%
3人区	126	36	28.6%
4人区	62	8	12.9%
5人以上区	85	7	8.2%
<b>合計</b>	<b>945</b>	<b>371</b>	<b>39.3%</b>

## 地域別無投票選挙区数の割合



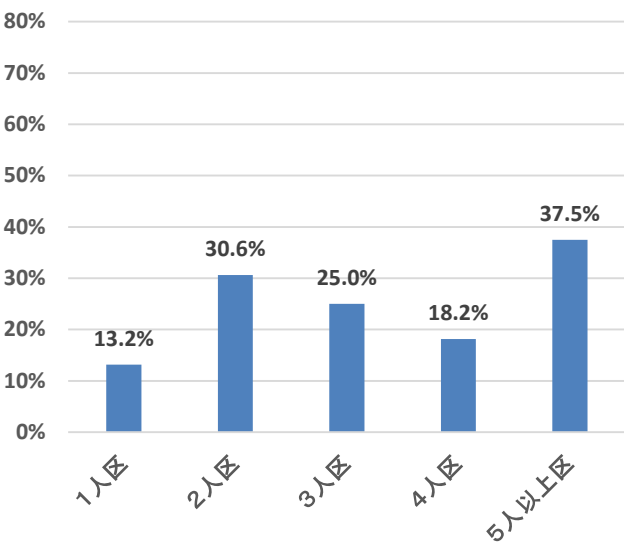
地域別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
指定都市	163	40	24.5%
市	645	250	38.8%
町村	137	81	59.1%
<b>合計</b>	<b>945</b>	<b>371</b>	<b>39.3%</b>

※「指定都市」「市」は、町村が選挙区に含まれている場合を含む。

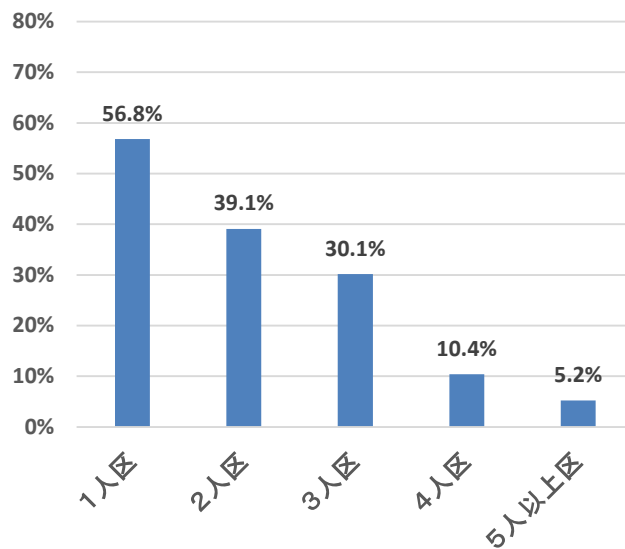
※第2回(令和元年8月30日)参考資料

# 平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における無投票選挙区数の状況

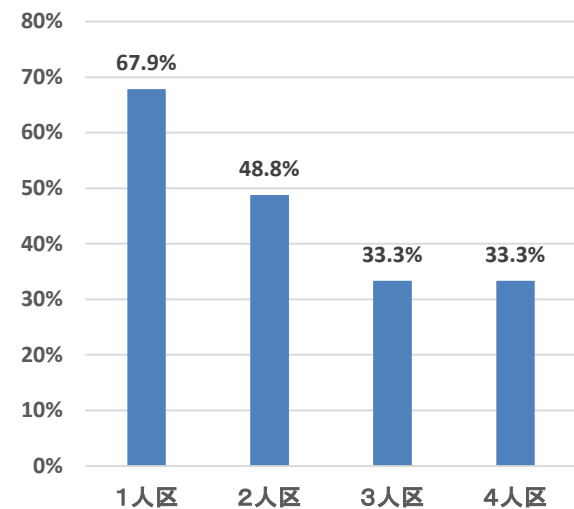
## 定数別無投票選挙区数の割合（指定都市）



## 定数別無投票選挙区数の割合（市）



## 定数別無投票選挙区数の割合（町村）



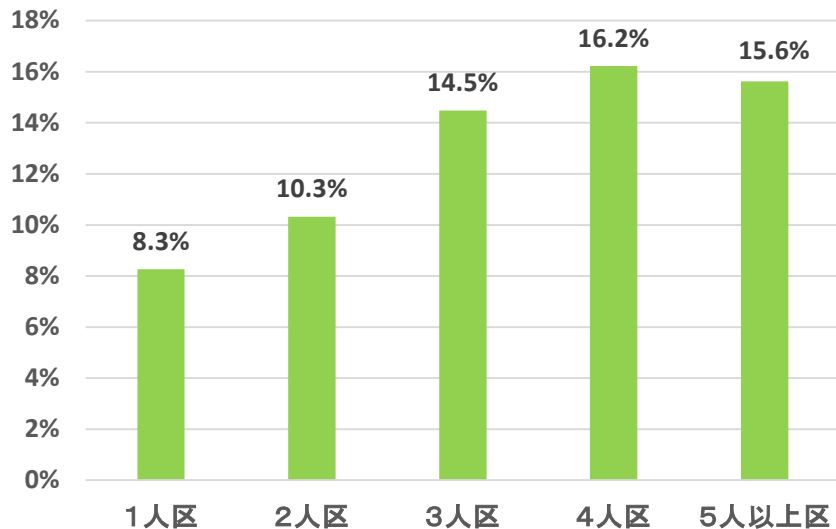
選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	38	5	13.2%
2人区	62	19	30.6%
3人区	44	11	25.0%
4人区	11	2	18.2%
5人以上区	8	3	37.5%
合計	163	40	24.5%

選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	250	142	56.8%
2人区	197	77	39.1%
3人区	73	22	30.1%
4人区	48	5	10.4%
5人以上区	77	4	5.2%
合計	645	250	38.8%

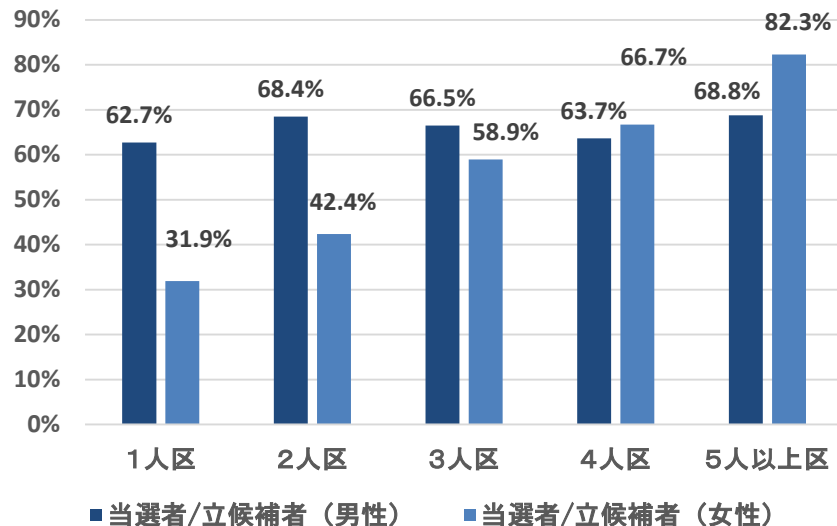
選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	84	57	67.9%
2人区	41	20	48.8%
3人区	9	3	33.3%
4人区	3	1	33.3%
5人以上区	0	-	-
合計	137	81	59.1%

# 平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における女性立候補者の状況

## 立候補者に占める女性の割合



## 立候補者に占める当選者の割合（男女別）



選挙区種別	立候補者数			
	全体	男性	女性	女性の割合
1人区	569	522	47	8.3%
2人区	824	739	85	10.3%
3人区	504	531	73	14.5%
4人区	333	279	54	16.2%
5人以上区	832	702	130	15.6%
合計	3062	2673	389	12.7%

当選者数 (括弧内は無投票当選者数)			
全体	男性	女性	女性の割合
372	357(202)	15(2)	4.0%
600	564(224)	36(8)	6.0%
378	335(100)	43(8)	11.4%
248	212(30)	36(2)	14.5%
679	572(32)	107(4)	15.8%
2277	2040(588)	237(24)	10.4%

# **選挙期日について**

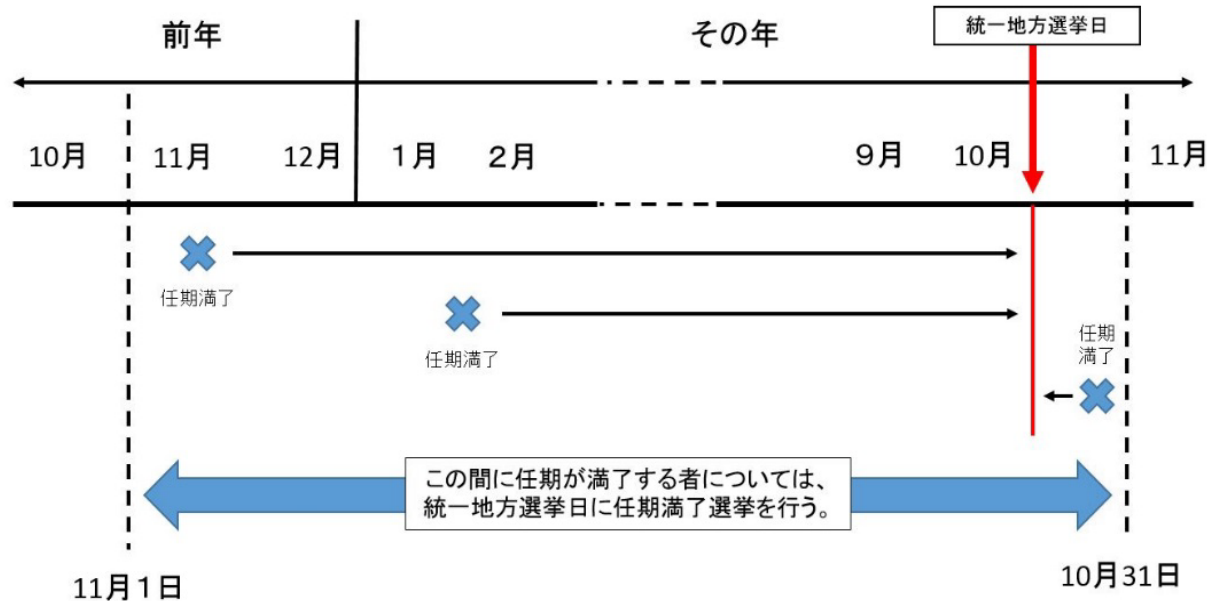
## **(地方選挙の統一)**

# 地方選挙の統一に係る過去の議論

- 平成9～10年頃において、統一地方選挙の統一率が3割程度にまで低下してきた状況等を踏まえ、地方選挙の期日を年1回（又は2回）に統一すべきとの議論があった。
- 平成10年には、衆議院「公職選挙法改正に関する調査特別委員会理事懇談会」において、以下の案が示された。
- しかしながら、各党間の合意には至らず、引き続き時間をかけて議論していくこととされた。

## 「地方公共団体の選挙期日の統一についての基本的考え方(案)」【概要】

- ・ 前年の11月1日からその年の10月31日までの間に任期が満了する議員又は長の選挙期日は、毎年10月第3日曜日（以下「統一地方選挙日」という。）とする。
- ・ 法律施行の際、現に議員又は長である者について、統一地方選挙日の前日より前に任期が満了する場合は、統一地方選挙日の前日まで任期を延長（最大でほぼ1年任期を延長）。
- ・ 議員の補欠選挙については、統一地方選挙日の告示日の11日前までの間に生じた事由により行われる場合、統一地方選挙日に実施。
- ・ 長の死亡・退職、議会の解散については、原則として事由発生から50日以内に選挙を実施。ただし、事由の発生が統一地方選挙日に近接して生じたときは、統一地方選挙日に選挙を実施。
- ・ 統一地方選挙日以外の日に行われた議員又は長の任期は、選挙の日から4年を経過した後初めて行われる統一地方選挙日の前日まで延長。



# 投票制度について

## I 地方議会・議員の現状と課題

議員数は減少傾向、投票率も低下の一途  
→住民の関心の低さ、なり手不足は深刻

次の観点から「実効的な代表選択」を可能とする選挙制度の議論を深める必要。

- ・ 選択ができるだけ容易なこと。（投票容易性）
- ・ 政策についての実質的な比較考量ができること。（比較可能性）
- ・ 選挙結果についての納得性が高いこと。（納得性）
- ・ 有権者の投票参加意欲が高まること。（投票環境）

各方面での幅広い検討に資するため、純粋に学術的な見地に立ち、以下のとおり議論を深めた。

## II 市区町村議会議員の選挙制度

### 考えられる選挙制度

- (1) 政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性  
→**比例代表選挙を導入するという考え方**  
(中規模から大規模団体に親和的)
- (2) 現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民の多様なニーズを反映する方向性  
→**制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進めるという考え方** (小規模から中規模団体に親和的)
- (3) 現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性  
→**単記非移譲式(現行制度)を維持しつつ、選挙区設置を進めるという考え方** (小規模団体における代替案)

## III 都道府県議会議員の選挙制度

### 考えられる選挙制度

○原則：**比例代表選挙を導入するという考え方**

＜考え方＞

- ・ 政策・政党等本位の選挙が実現される。
- ・ 一票の格差をはじめ、選挙区に関わる実務的諸課題（定数の設定、選挙区割りなど）を回避できる。
- ・ 現状、都道府県議会は政党化が十分に進んでいるほか、国政との連動性が期待できる。

○代替案：特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合

- A. 比例代表選挙と選挙区選挙の並立制
- B. 比例代表選挙と選挙区選挙の併用制
- C. 比例代表選挙で少数の選挙区を設置し、地域別名簿を採用

## IV 選挙制度の選択制

- 地方公共団体が多様であることを踏まえ、それぞれ実効的な代表選択を可能にする選挙制度を選択可能とすることが考えられるのではないか。
- 選択手続として、議会の議決のほか、住民投票に付すことが考えられるのではないか。

### 市区町村議会議員の選挙制度選択制

- ・ 市区町村議会は、多様な実態にあることから、**選挙制度選択制**になじみやすいと考えられるのではないか。
- ・ **選択制の対象となる具体案として、上記(1)～(3)が考えられるのではないか。**
- ・ 一方、指定都市及び特別区は、大都市の性格が共通しており、一律の選挙制度（比例代表選挙）とすることも考えられるのではないか。

### 都道府県議会議員の選挙制度選択制

- ・ 都道府県議会は、市区町村と比べ相違が小さいことから、**原則、一律の選挙制度(比例代表選挙)**とすることが考えられるのではないか。
- ・ 特に地域代表性に配慮する必要があると判断をした団体については、**比例代表選挙を基本とした代替案(上記A～C)に限って選択制を認める余地があるとも考えられるのではないか。**

⇒ 今後、当事者である地方自治関係者や、国会、政党をはじめ各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待

# 連記制について

種類	内容	特徴	課題	例
完全連記制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の異なる候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	政党化が進んでいる場合、各政党が定数分の候補者を擁立し、定数分の全ての票を自党の候補者に投票するように呼び掛けるので、第1党が議席を独占することが多くなる。多数代表制に分類される。	小選挙区単記投票制と同様死票が多くなる。 実際には異党派投票が生じることが考えられる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが複雑。	アメリカの一部州 フィリピン上院 日本衆議院 (明治23～31年選挙の一部の選挙区)
制限連記制	選挙区の定数が3議席以上で、選挙人が2以上定数未満の定められた数の候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	性格としては、単記非移譲式投票制(現行制度)と変わらないが、当選人が多様化する。ただし、定数に近い票数を与えるほど完全連記制の性格に近くなる。	異党派投票が生じることがあり、結果として同士討ちが生じる。 小党分立の可能性が高まる。 定数に対する連記する票数の設定によって性格が変わる。 投開票手続きが複雑。	スペイン上院 日本衆議院 (昭和21年選挙)
累積投票制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の候補者を選んで投票(同一候補者名の連記可能)。得票順に定数までの候補者が当選。	異なる候補者名の連記のみの場合に比べ、少数意見が反映されやすい。(少数代表制)	少数集団が特定候補に累積投票を集中させてその候補者を当選させ、結局多数有権者の選考が歪められる可能性がある。 投開票手続きが複雑。	ドイツの一部州の市町村
(参考) 単記移譲式 比例代表制	定数が複数の選挙区で、選挙人が候補者に優先順位を付して投票。第1順位票の集計で当選基数以上の獲得をした候補者が当選。 当選者数が定数に満たない場合、当選者の獲得票のうち当選基数を上回る得票(超過票)を第2順位の候補者に移譲したり、得票が少なく落選と決定した候補者の票を第2順位の候補者に移譲する。 移譲した票を加算した票数が当選基数に達した候補者が当選。これを定数になるまで繰り返す。	得票率と議席率が比例的になるため、比例代表制の一種とされている。 名簿式比例代表制に比べ政党の拡散化(小党分立化)を防げる。	同士討ちが生じる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが特に複雑。	アイルランド上下院 マルタ オーストラリア上院

※ このほか通減連記投票制、制限累積投票制があるが採用例は見られない。

出典：佐藤令「諸外国の選挙制度」(国立国会図書館・調査と情報第721号2011)、加藤秀治郎「日本の選挙」中公新書2003、森口繁治「比例代表法の研究」有斐閣1925 ほか各種資料を基に事務局にて作成

※ 「平成26年度地方議会に関する研究会」第6回(平成27年2月3日)資料



# 制限連記制の採用例

## (昭和21年4月21日執行衆議院議員総選挙)

### 昭和21年衆議院総選挙

- 1 選挙区 都道府県単位の大選挙区制  
(定数15名を超える7都道府県は2区に分割)
- 2 定数 2～14名
- 3 投票方法 定数3名以下の選挙区 単記投票※  
定数4～10名の選挙区 2名連記投票  
定数11名以上の選挙区 3名連記投票  
※定数3名以下は沖縄県のみで、適用なし
- 4 選挙結果
  - ・立候補者数 2770人(うち女性79人)
  - ・当選者数 464人(うち女性39人)

(内訳)

日本自由党	140人
日本進歩党	94人
日本社会党	92人
日本協同党	14人
日本共産党	5人
諸派	38人
無所属	81人

### 昭和21年衆議院総選挙に対する論評

この選挙の方式は一般にあまり評判がよくなかった。ひとつは異党投票の続出である。たとえば東京一区では、中国の延安での長い亡命生活から帰国して国民的英雄の感のあった野坂参三と、戦前戦中を通して議会政治家としての節操を貫いた戦後民主主義のチャンピオン鳩山一郎、さらに時局風刺のノキ節のタレント石田一松の三名を連記した投票が多かった。共産党の野坂参三と自由党の鳩山一郎、それにタレントの石田一松を連記するというのでは人気投票ならともかく、政党政治という観点からみればやはりおかしい。婦人代議士三十九名の進出も婦人参政権が成功したともみられるが、開票してみると当時の右書きの習慣にしたがって、まず右側に自分の第一に支持する候補者名を書き、二人目あるいは三人目の欄に婦人候補の名前が書かれたものが多かった。「左側候補」と呼ばれ、責任ある投票という点から問題だとの声が生じたわけである。共産党の議席もわずか五議席とはいえ、何しろわが国の歴史始まって以来のことだから一部の人々には強い衝撃を与えた。

(堀江湛「随想・戦後初の総選挙」)

※「平成26年度地方議会に関する研究会」第7回(平成27年2月3日)資料

# 供託金について

# 供託の額及び没収点

選挙の種類	供託の額	供託物没収点等
衆議院小選挙区選出議員	300万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
参議院選挙区選出議員	300万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{通常選挙のその選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{8}$ (選挙すべき議員の数がこの定数を超えるときは、その選挙すべき議員の数)
【都道府県】議会議員	60万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
【都道府県】知事	300万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
【指定都市】議会議員	50万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
【指定都市】市長	240万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
【その他の市】議会議員 【特別区】議会議員	30万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
【その他の市】市長 【特別区】区長	100万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
【町村】議会議員	15万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
【町村】町村長	50万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
衆議院比例代表選出議員	名簿登載者1人につき600万円 (※)	没収額 = 供託額 - $\left( 300\text{万円} \times \frac{\text{重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選者数}}{\text{比例代表選挙の当選者数}} \times 2 \right)$
参議院比例代表選出議員	名簿登載者1人につき600万円	没収額 = {名簿登載者数 - (当選人 $\times 2$ )} $\times 600\text{万円}$

(※) 令和2年12月12日施行

(※) 名簿登載者が重複立候補者である場合にあっては300万円

# 供託額の変遷

		昭和25年 公選法制定(注1)	27年 法改正	31年 法改正	37年 法改正	44年 法改正	50年 法改正	57年 法改正	平成4年 法改正	6年 法改正	令和2年 法改正
衆議院議員		30,000 (20,000)	100,000	100,000	150,000	300,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	小選挙区 3,000,000 比例代表(注2) 名簿登載者数1人につき 6,000,000	小選挙区 3,000,000 比例代表(注2) 名簿登載者数1人につき 6,000,000
参議院議員	全国区 (比例代表選挙)	30,000 (20,000)	100,000	200,000	300,000	600,000	2,000,000	名簿登載者数1人につき 4,000,000	名簿登載者数1人につき 6,000,000	名簿登載者数1人につき 6,000,000	名簿登載者数1人につき 6,000,000
	地方区 (選挙区選挙)	30,000 (20,000)	100,000	100,000	150,000	300,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
都道府県知事		30,000 (20,000)	100,000	100,000	150,000	300,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
都道府県議会議員		10,000	20,000	20,000	30,000	60,000	200,000	400,000	600,000	600,000	600,000
指定都市の長		—	—	—	100,000	200,000	600,000	1,200,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
指定都市の議会議員		—	—	—	25,000	50,000	150,000	300,000	500,000	500,000	500,000
一般市の長		15,000	25,000	25,000	40,000	80,000	250,000	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一般市の議会議員		5,000	10,000	10,000	15,000	30,000	100,000	200,000	300,000	300,000	300,000
町村長		—	—	—	20,000	40,000	120,000	240,000	500,000	500,000	500,000
町村議会議員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	<b>150,000</b>

(根拠条文) 公職選挙法第92条

(注) 1. 昭和25年の( )内の金額は、候補者が供託金の他に納付することになっていた公営分担金である。

2. 名簿登載者のうち重複立候補者については、1人につき300万円である。

3. 町村議会議員に係る供託制度については、令和2年12月12日施行である。

# **選挙運動規制等について**

# 選挙運動規制概要

## 選挙運動期間の規制

- ・選挙運動期間: 立候補の届出後から選挙期日の前日までに限られる。  
※選挙運動期間は、累次の制度改正で短縮されてきた（衆議院総選挙: 12日間、参議院通常選挙: 17日間）
- ・事前運動の禁止

## 文書図画による選挙運動規制

- ・文書図画の頒布: 通常葉書(枚数制限あり)、ビラ(枚数制限、規格制限等あり)等に限られる  
※インターネット選挙運動の解禁(ウェブサイト等・メール、H25参議院通常選挙から実施)
- ・文書図画の掲示: ポスターや立札・看板等に限られる(枚数制限、規格制限等あり)

## 言論による選挙運動規制

- ・候補者・政党による演説会
- ・街頭演説、連呼行為(場所制限・夜間禁止)
- ・政見放送(テレビ・ラジオ)

## 選挙運動の費用に関する規制

- ・選挙運動費用の制限額
- ・選挙運動収支報告書の提出・公表

## その他の選挙運動規制

- ・戸別訪問の禁止
- ・飲食物の提供の禁止
- ・候補者・現職議員等の寄附禁止(平常時から禁止)
- ・公務員の地位利用による選挙運動等の禁止、政治的行為の制限
- ・買収罪、連座制(当選無効・被選挙権の停止)

## 【選挙公営制度】

金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、様々な選挙運動手段について公営(公費負担)制度が採用されている。

# 選挙運動期間の変遷

	昭和25年 制定	昭和26年 改正	昭和27年 改正	昭和31年 改正	昭和33年 改正	昭和37年 改正	昭和44年 改正	昭和58年 改正	平成4年 改正	平成6年 改正
衆議院議員	30日		25日		20日			15日	14日	12日
参議院議員	30日			25日		23日		18日	17日	
都道府県知事	30日		25日					20日	17日	
都道府県議会議員	30日	30日		15日			12日	9日		
指定都市の長	20日							15日	14日	
指定都市の議会議員	20日			15日			12日	9日		
一般市の長	20日		15日	10日				7日		
一般市の議会議員	20日		15日	10日				7日		
町村長	20日		10日	7日				5日		
町村会議委員	20日		10日	7日				5日		

## 任意制選挙公報に係る条例の制定状況

都道府県(47団体)		市区(815団体)		町村(926団体)	
長	議員	長	議員	長	議員
47団体(100%)	47団体(100%)	749団体(92%)	750団体(92%)	444団体(48%)	440団体(48%)

(令和元年12月31日時点)